

平成30年度 京都府総合評価競争入札委員会（第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成30年4月20日（金） 午前9時30分～午前10時25分 京都府庁西別館4階会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 谷口 栄一（京都大学名誉教授） 委員 川上 卓也（国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所副所長） 委員 武田 字浦（明石工業高等専門学校准教授）	
議 事 概 要	<p>1 開会 [あいさつ（大石指導検査課理事）]</p> <p>2 議事 平成30年度総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以下の府内企業向け総合評価競争入札において、低入札価格調査制度を適用することを了承。 ・舗装工事における評価項目の見直しについては、配置予定技術者の項目に係る見直しについては、了承。舗装機械の保有に係る見直しについては、保有状況などを加味し、評価内容や加算点の細分化を今後検討することとした。 	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 総合評価競争入札におけるダンピング対策について

意見・質問	回 答 等
◇従来、最低制限価格未満で入札した案件は一律失格であったが、改正後は、調査基準価格マイナス1,000円の入札は予定価格の入札よりも評価値が高くなり、落札できるということか。	◇改正後は、調査基準価格未満になれば、低入札価格調査を実施します。調査基準価格未満で落札した場合、技術者を2名配置する必要があるとあり、規模の小さい工事では辞退されると考えています。
◇加算点が15点ではなく、10点でも同様の状況になるのか。	◇点数差は若干変わりますが、ほぼ同様の傾向が出ると考えています。
◇加算点の内訳のうち、施工計画の項目については、変更はないということか。	◇変更はありませんが、低入札調査価格で入札した場合、品質管理等の質を落とさざるを得ない場合もあり、評価が下がる可能性はあると考えています。
◇調査基準価格近辺での入札が増えているが、従来の評価方法では調査基準価格より低く入札した場合、評価値が一番高くなり、落札する可能性があることから、低入札価格調査と合わせてダンピング対策を行うということか。	◇そのとおりです。 運用していく中で、府内業者に負担がかからないよう配慮していきたいと考えています。
◇予定価格が1億円以上の総合評価案件についても、同様の運用を行うのか。	◇そのとおりです。なお、大規模工事で適用する標準型については、従来どおりの評価とします。
◇国の施工体制確認型総合評価において、施工体制項目は30点と配点が高く、調査基準価格未満の場合、施工体制や品質確保を確認した上で、点数を付与することとしている。施工体制点が付与されない調査基準価格未満の入札者はほぼ辞退しているため、実際は調査基準価格以上での競争になっている。	◇京都府においても、施工体制確認型を検討しましたが、発注者側・受注者側両者の負担が増えることや、京都府の総合評価の加算点は15点であり、十分なダンピング対策ができないこと等から採用を見送りました。
◇国土交通省から、「総合評価競争入札における適切なダンピング対策の実施について」に係る要請文の中には、ダンピング対策に対する規定はないのか。	◇地方自治法では、総合評価落札方式に最低制限価格は設定できないと明示されていますが、ダンピング対策の具体的な規定はありません。他府県についても、現

<p>◇今回の制度改正は、国土交通省の要請文に記載されている具体的な措置には該当しないということか。</p> <p>◇府内下請、府内資材を使っている場合、低入札基準価格未満の場合、マイナス評価になるのか。</p> <p>◇京都府の発注工事の中で、失格が発生している工事の割合は。</p> <p>◇総合評価において、低入札価格調査制度を拡大することにより不調が増えることはないのか。</p> <p>◇業者にはどこまで制度改正の情報を出すのか。調査基準価格未満で入札しても、落札できると勘違いする業者も出てくるのではないのか。</p> <p>◇総合評価競争入札に低入札価格調査制度を適用することを了とする。</p>	<p>在運用している制度の延長線上で、総合評価方式の配点の変更等により対応しています。</p> <p>◇国土交通省が示している措置をそのまま適用するのではなく、低入札価格調査制度を適用し、総合評価において評価方法を工夫することによりダンピング対策を講じる方法としました。</p> <p>◇そのとおりです。</p> <p>◇平成29年度の総合評価案件では、半数近くの工事で失格が発生しています。</p> <p>◇現在、不調の案件は少なく、今回の制度改正で不調が増える可能性は低いと考えております。</p> <p>◇入札公告に落札者決定基準として評価方法を明示する等により、入札前に情報を提供します。また、ダンピング対策を徹底することにより変わりはなく、混乱のないよう講習会やホームページ等で周知徹底を図っていく予定です。</p>
---	---

(2) 舗装工事における評価項目の見直し

意見・質問	回答等
<p>◇今回の舗装の評価項目の見直しについては、業者からの要望か。</p>	<p>◇総合評価競争入札制度は平成18年度から試行を開始し、舗装については土木一式に準じた評価項目で運用してきましたが、10年以上経過する中で、配置予定技術者の評価において、ほとんどの申請者が満点のため、差が生じておらず総合評価の本来の目的が発揮できてないことか</p>

<p>◇機械の保有への加点については、次回の委員会での協議事項とのことだが、全体の配点も変更するのか。</p> <p>◇舗装工事に係る技術者の資格は1級しかないのか。</p> <p>◇舗装工事は下請負とする場合もあるが、元請で舗装の専門知識をもった技術者がしっかりと工事を管理することが重要であり、国土交通省においては舗装施工管理技術者を評価している。</p> <p>◇落札者の傾向として、過去の成績が良い業者が落札する等、業者の偏りが発生しているのではないか。</p> <p>◇国においても同様の傾向は出ており、過去の実績点が高い業者に落札が偏るという傾向もあり、多くの業者が落札できるよう工夫すべき。</p>	<p>ら今回見直しを行うものです。</p> <p>◇全体のバランスを勘案しながら考えていきたいと思っています。当面は大きな変更は行わず評価する機械等について変更し、大項目の変更や機械保有に対する配点等については、検証しながら考えていきたいと思っています。</p> <p>◇舗装工事の技術者の資格は2級もありますが、今回の見直しでは、1級を評価することとしています。</p> <p>◇結果的に表彰等を受けた業者に偏りが生じています。</p> <p>◇過去の実績を求めるため、評価点を考えると、若い技術者を配置できないという問題もあり、今後は、国のように若手技術者を評価する評価項目の追加等も検討して行かなければならないと考えています。</p>
--	--

平成30年度第1回京都府総合評価競争入札委員会次第

日 時 平成30年4月20日（金）

午前9時半～午前10時半

場 所 京都府庁西別館4階

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

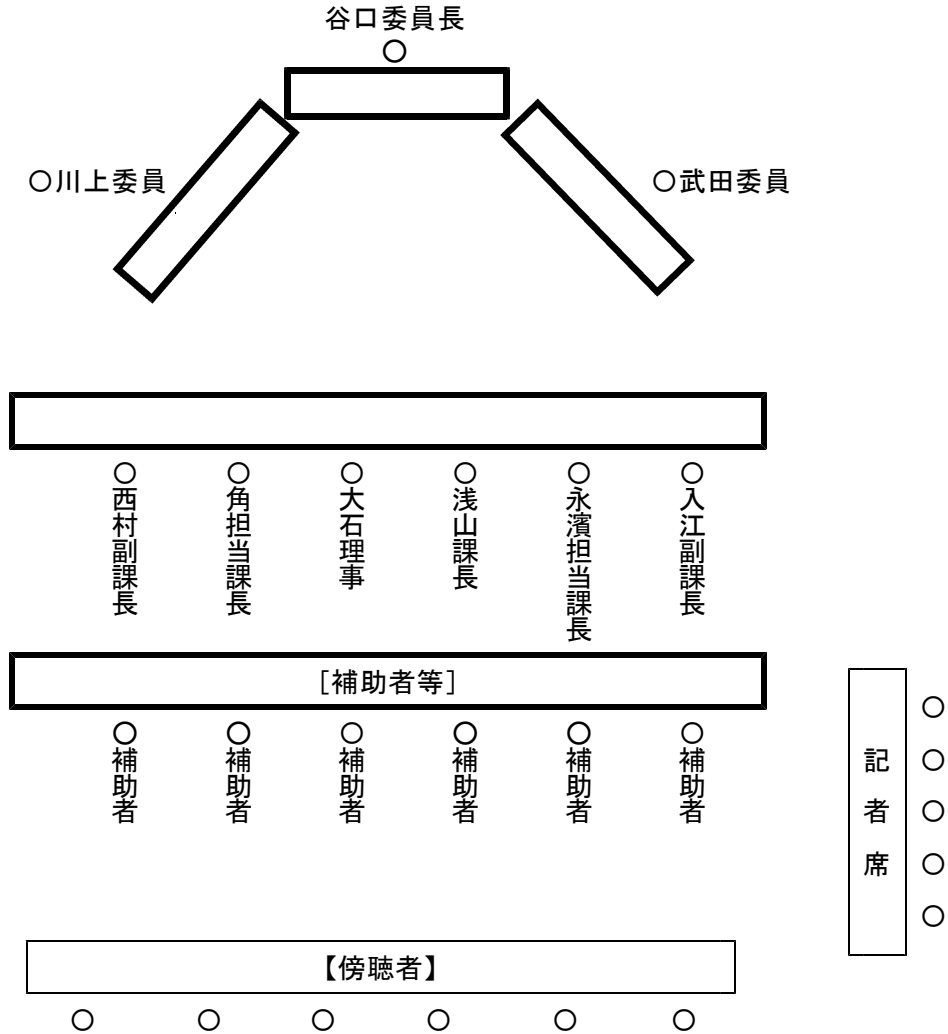
平成30年度総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準等について

4 閉 会

平成30年度第1回京都府総合評価競争入札委員会座席図

平成30年4月20日

場所：京都府庁西別館4階



(1) 総合評価競争入札におけるダンピング対策

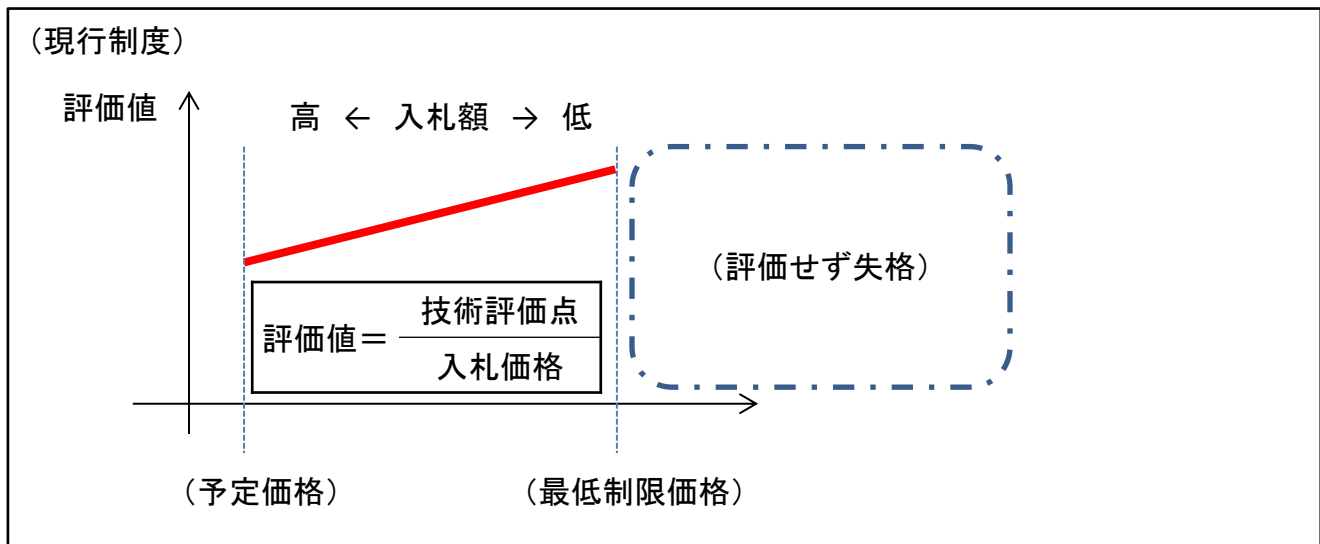
1. 基本方針

一定規模以下の府内企業向け総合評価競争入札において、低入札価格調査制度を適用することでダンピング入札を排除

2. 現状

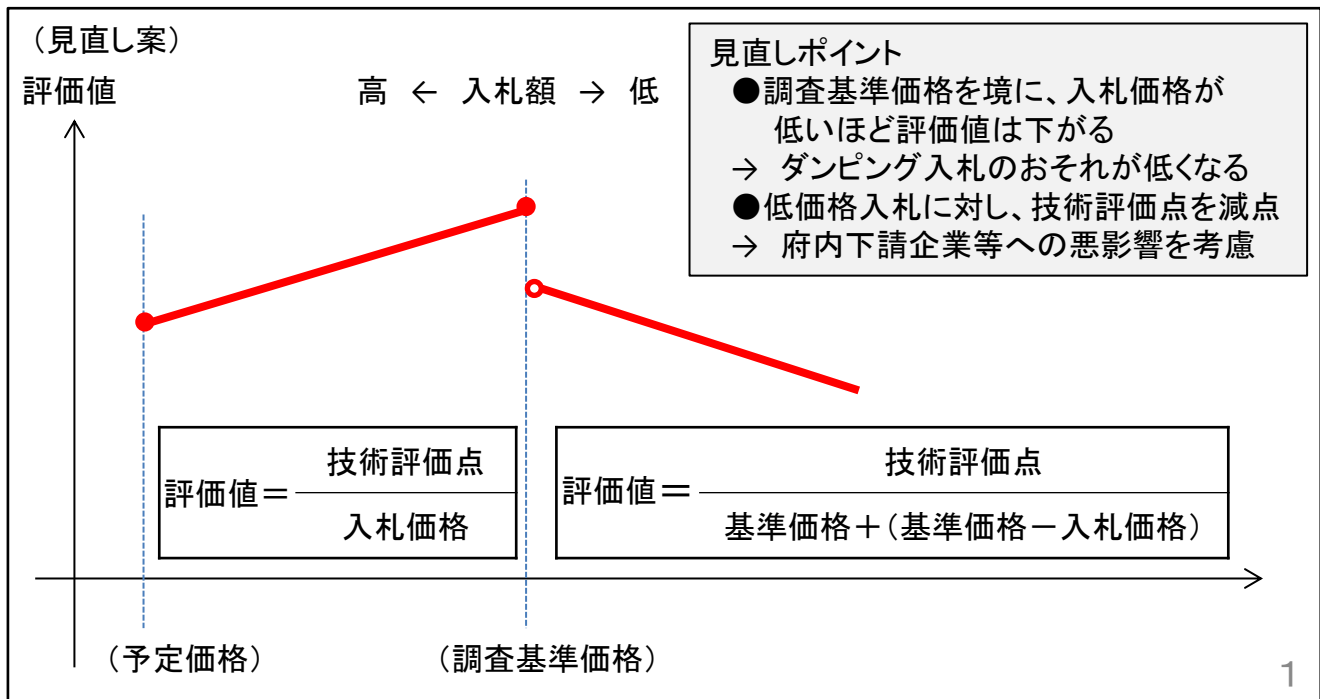
小規模の工事では入札価格が低いほど評価値が高くなり、ダンピングを誘発するため最低制限価格制度によりダンピング入札を無条件で排除

→ 価格その他の条件が最も有利な者が失格となっているおそれがある



3. 新たな制度

- ① 低入札価格調査制度を適用
- ② 調査基準価格未満の評価値算出式を新たに導入
- ③ 低価格入札による府内企業の下請・府内調達へのしわ寄せを防ぐため、技術評価点の見直し(減点)



4. 加算点評価項目の改正

○配置予定技術者【同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点】

評価内容	加算点
80点以上	1.0
77.5点以上 80点未満	0.9
75点以上 77.5点未満	0.8
72.5点以上 75点未満	0.7
70点以上 72.5点未満	0.6
67.5点以上 70点未満	0.5
65点以上 67.5点未満	0.4
65点未満 または 実績なし	0.0



評価内容	加算点
80点以上	1.0
77.5点以上 80点未満	0.9
75点以上 77.5点未満	0.8
72.5点以上 75点未満	0.7
70点以上 72.5点未満	0.6
67.5点以上 70点未満	0.5
65点以上 67.5点未満	0.4
65点未満, 実績なし または 調査基準価格未満の入札を行った者	0.0

○配置予定技術者【技術者の継続教育(CPD)】

評価内容	加算点
30単位以上	0.8
15~29単位	0.5
15単位未満	0.0



評価内容	加算点
30単位以上	0.8
15~29単位	0.5
15単位未満 または 調査基準価格未満の入札を行った者	0.0

○府内企業の下請【施工体制における府内企業の下請の状況】

評価内容	加算点
申請点 = 下請率 × 府内下請率 × 3 + (1 - 下請率) × 3	3~0
下請率100%	失格



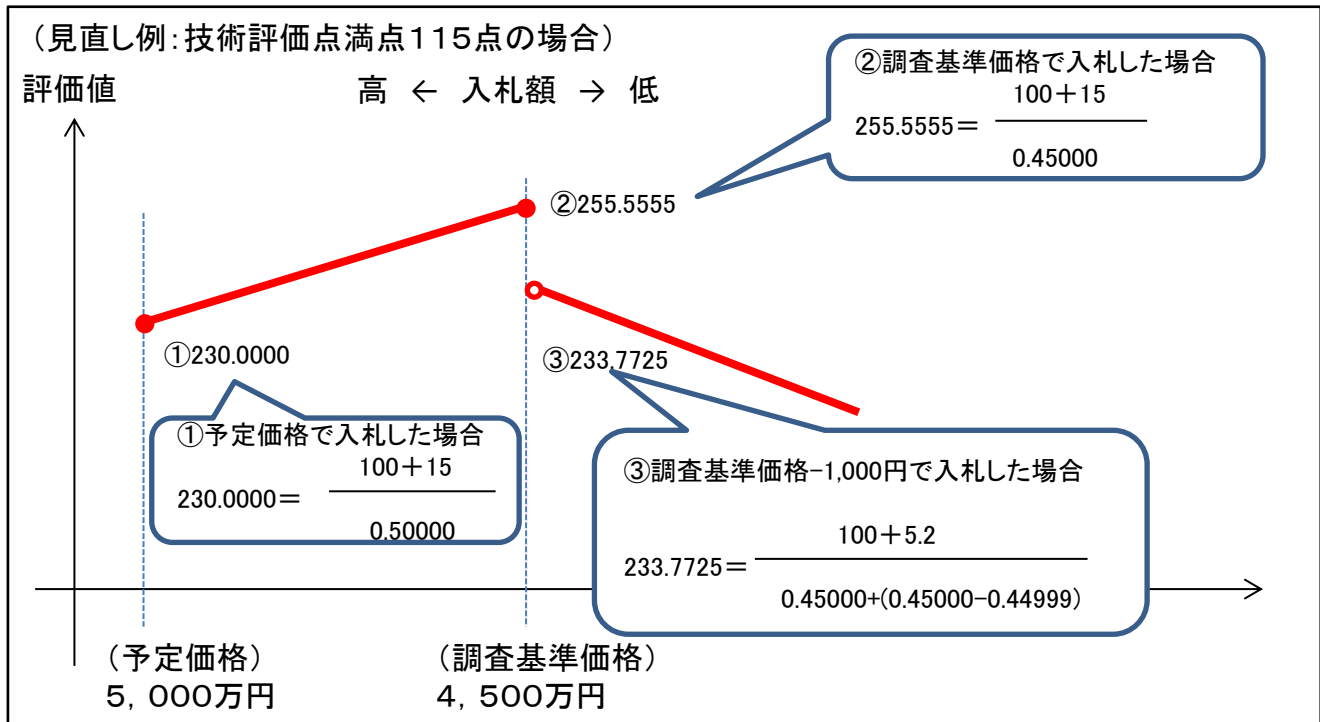
評価内容	加算点
申請点 = 下請率 × 府内下請率 × 3 + (1 - 下請率) × 3	3~0
下請率100%	失格
調査基準価格未満の入札を行った者 (申請点) × -1	0~-3

○府内資材調達【指定資材の府内調達の状況】

評価内容	加算点
すべて府内調達	1.0
一部府内調達	0.5
府内調達なし	0.0



評価内容	加算点
すべて府内調達	1.0
一部府内調達	0.5
府内調達なし	0.0
調査基準価格未満の入札を行った者 (申請点) × -1	-1.0 -0.5 0.0



調査基準価格以上の場合(①・②)

調査基準価格未満の場合(③)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格} + (\text{基準価格} - \text{入札価格})}$$

加算点	①・②		③
配置予定技術者 (評点)	1.0点	→	0点
配置予定技術者 (CPD)	0.8点	→	0点
府内下請	3.0点	→	- 3点
府内資材	1.0点	→	- 1点
その他の加算点	9.2点	→	9.2点
計	15.0点	→	5.2点

(2) 舗装工事における評価項目の見直し

1. 現状

専門工事である舗装工事について、土木一式工事とほぼ同じ評価項目になっており、技術力や施工体制における専門性が十分評価できていない

【課題】

①配置予定技術者

配置予定技術者として求められる技術資格は、土木一式工事と同様

②建設機械の保有

評価対象の保有機械は、舗装用機械に限定せず、当該工事に使用する機械で可

【分析】

①配置予定技術者

過去3年平均の配置予定技術者の評価では、申請者の約7割が満点
落札者は95%以上が満点

②建設機械の保有

機械保有状況では、9割以上が満点(内、バックホウで申請は75%)
落札者は全者が満点(内、バックホウで申請は60%)

■ 申請状況(過去3年平均)

①配置予定技術者

加算点評価項目	評価内容	加算点	H27～H29(平均)	
			申請者	落札者
同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点	80点以上	1.0	68.9%	95.1%
	77.5～80点	0.9	5.9%	4.9%
	75～77.5点	0.8	5.9%	0%
	72.5～75点	0.7	5.9%	0%
	70～72.5点	0.6	1.2%	0%
	67.5～70点	0.5	4.1%	0%
	65～67.5点	0.4	0.3%	0%
	65点未満	0.0	7.7%	0%
技術者の継続教育(CPD)	30単位以上	0.8	70.8%	100%
	15～30単位	0.5	6.9%	0%
	15単位未満	0.0	22.2%	0%

②建設機械保有

加算点評価項目	評価内容	加算点	H27～H29(平均)			
			申請者	内、バックホウ申請	落札者	内、バックホウ申請
当該工事に使用する標準的な建設機械の保有状況	自社所有(1台以上)(リースによる保有含む)	1	92.2%	74.1%	100%	60.9%
	自社所有でない	0	7.7%	—	0%	—



両評価項目とも満点取得者が多く、落札にも一定寄与しているが、舗装工事の専門性を評価できていない

2. 見直し内容

①舗装専門の技術者資格(1級舗装施工管理技術者資格)を加点対象

【効果】

- (一社)日本道路建設業協会が認定する舗装工事に特化した資格で、資格保有者が施工管理することでより高い品質確保に期待

【分析】

- 府内の資格保有者は400名以上で、府内の入札参加企業30者以上に150名以上の資格保有者が在籍し、特定の企業が優遇されることはない

- 国土交通省ほか、大阪府、滋賀県、和歌山県、福井県など他の近畿府県でも評価

配置予定技術者が1級舗装施工管理技術者資格保有者の場合、0.2点加点

改正(案)

1. 配置予定技術者に関する配点1.8点は据え置き
2. 成績評定の加算点を各点数-0.2点
3. 配置予定技術者が1級舗装施工管理技術者資格をもっていれば+0.2点

加算点評価項目	評価内容	加算点
同規模工事の監理技術者 または主任技術者として の最高評点 (H15以降に完工) <地域活性化型Bの場合> 所有する国家資格	80点以上	0.8
	77.5点以上 80点未満	0.7
	75点以上 77.5点未満	0.6
	72.5点以上 75点未満	0.5
	70点以上 72.5点未満	0.4
	67.5点以上 70点未満	0.3
	65点以上 67.5点未満	0.2
65点未満、実績なしまたは 調査基準価格未満の入札を行った者	0	
技術者の継続教育 (CPD)	2年間の取得単位30単位以上	0.8点
	2年間の取得単位15~29単位	0.5点
	2年間の取得単位15単位未満 または 調査基準価格未満の入札を行った者	0点
1級舗装施工管理技術 者資格の有無	資格あり	0.2
	資格なし	0

②舗装機械保有を加点対象【検討段階】

【効果】

- 専門機械を保有しており、より確実な施工体制に期待

【課題】

- 府内企業の保有機械の種類や状況を調査中
- 機械の種類も多く、加点対象とする機械の選定や確認方法を検討

舗装機械の保有状況などを加味し、評価内容や加算点の細分化を今後検討

○ 平成30年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(土木一式)【案】

<技術重視型:4500万円以上>

<地域活性型:2500万円以上(4500万円以上)>

<地域活性型:1000万円～2500万円>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2
	施工管理・安全管理等	(●)	※1 ●	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	1.5 1 0 失格
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H15以降に完工)	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4
	<地域活性型Bの場合> 所有する国家資格			65点未満、実績なし または 調査基準価格未達の入札を行った者	0
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15～29単位 2年間の取得単位15単位未満 または 調査基準価格未達の入札を行った者	0.8点 0.5点 0点
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	●		保有台数4台以上	1
				保有台数3台	0.9
				保有台数2台	0.8
				保有台数1台	0.7
				保有無し	0
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)
				奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)
				なし	0
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		(申請点)=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3～0
				調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0～-3
				下請率100%	失格
	府内資材調達	●		すべて府内調達(申請点=1)	1
				一部府内調達(申請点=0.5) 府内調達なし(申請点=0) 調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0.5 0 -1 -0.5 0
	雇用	「技術職員数」の維持(H30:H27)	●		10%<増減率 又は 3人以上の増
0%≤増減率≤10% かつ 2人以内の増 -10%≤増減率<0% -20%≤増減率<-10% 又は 増減率<-20% かつ 2人以内の減 増減率<-20% かつ 3人以上の減					0.6 0.5 0.25 0
	各業種毎に雇用している「技術職員数」(H30)	●	※2	技術職員数16人以上	0.5
				技術職員数13～15人 技術職員数10～12人 技術職員数7～9人 技術職員数4～6人 技術職員数3人以下	0.4 0.3 0.2 0.1 0
地域への貢献	地域維持業務の実績 ※3,5 災害協定の締結 ※4,5	●		冬期維持管理部門の表彰有り ※6	1
				維持修繕部門の表彰有り ※6 表彰無し 工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	0.5 0 1 0
その他	緊急時の現場対応	●		※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1
				現場の土木事務所管内 現場の土木事務所管外	1 0
加算点満点計					最大15点

評価内容		加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2	
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5	
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1	
必要事項の記載がないものがある。	0	
記載がない又は不適	失格	
80点以上	1	
77.5点以上 80点未満	0.9	
75点以上 77.5点未満	0.8	
72.5点以上 75点未満	0.7	
70点以上 72.5点未満	0.6	
67.5点以上 70点未満	0.5	
65点以上 67.5点未満	0.4	
65点未満、実績なし または 調査基準価格未達の入札を行った者	0	
2年間の取得単位30単位以上	0.8点	
2年間の取得単位15～29単位	0.5点	
2年間の取得単位15単位未満 または 調査基準価格未達の入札を行った者	0点	
保有台数4台以上	1	
保有台数3台	0.9	
保有台数2台	0.8	
保有台数1台	0.7	
保有無し	0	
優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	
奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	
なし	0	
(申請点)=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3～0	
調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0～-3	
下請率100%	失格	
すべて府内調達(申請点=1)	1	
一部府内調達(申請点=0.5) 府内調達なし(申請点=0) 調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0.5 0 -1 -0.5 0	
10%<増減率 又は 3人以上の増	0.7	
0%≤増減率≤10% かつ 2人以内の増 -10%≤増減率<0% -20%≤増減率<-10% 又は 増減率<-20% かつ 2人以内の減 増減率<-20% かつ 3人以上の減	0.6 0.5 0.25 0	
技術職員数6(16)人以上	0.5	
技術職員数5(13～15)人	0.4	
技術職員数4(10～12)人	0.3	
技術職員数3(7～9)人	0.2	
技術職員数2(4～6)人	0.1	
技術職員数1(3人以下)人	0	
冬期維持管理部門の表彰有り ※6	1	
維持修繕部門の表彰有り ※6 表彰無し 工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	0.5 0 1 0	
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	
現場の土木事務所管内 現場の土木事務所管外	1 0	
加算点満点計		最大13点

評価内容		加算点
1級 国家資格者	1	
2級 国家資格者	0.5	
その他技術者 または 調査基準価格未達の入札を行った者	0	
2年間の取得単位30単位以上	0.8点	
2年間の取得単位15～29単位	0.5点	
2年間の取得単位15単位未満 または 調査基準価格未達の入札を行った者	0点	
保有台数4台以上	1	
保有台数3台	0.9	
保有台数2台	0.8	
保有台数1台	0.7	
保有無し	0	
優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	
奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	
なし	0	
(申請点)=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3～0	
調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0～-3	
下請率100%	失格	
すべて府内調達(申請点=1)	1	
一部府内調達(申請点=0.5) 府内調達なし(申請点=0) 調査基準価格未達の入札を行った者(申請点)×(-1)	0.5 0 -1 -0.5 0	
10%<増減率 又は 3人以上の増	0.7	
0%≤増減率≤10% かつ 2人以内の増 -10%≤増減率<0% -20%≤増減率<-10% 又は 増減率<-20% かつ 2人以内の減 増減率<-20% かつ 3人以上の減	0.6 0.5 0.25 0	
技術職員数6人以上	0.5	
技術職員数5人	0.4	
技術職員数4人	0.3	
技術職員数3人	0.2	
技術職員数2人	0.1	
技術職員数1人	0	
冬期維持管理部門の表彰有り ※6	1	
維持修繕部門の表彰有り ※6 表彰無し 工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	0.5 0 1 0	
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	
現場の土木事務所管内 現場の土木事務所管外	1 0	
加算点満点計		最大11点

※1: 地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定
 ※2: 4,500万円以上の土木一式工事で地域活性型を実施する場合は、「技術職員数」は技術重視型の評価内容を適用する。
 ※3: 表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。
 除雪業務に密接に関連する道路工事等に適用する。
 ※4: 災害協定に基づく出動要請を行った被災箇所における災害復旧工事等に適用する。
 ※5: 「地域維持業務(冬期維持管理部門又は維持修繕部門)の実績」と「災害協定の締結」とは重複して評価対象としない。
 ※6: 「冬期維持管理部門」と「維持修繕部門」の実績は重複して評価対象としない。

○ 平成30年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(舗装)【案】

<技術重視型:4500万円以上>

<地域活性型:1000万円以上>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点		
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	2 1.5	2点 × 2	
	施工管理・安全管理等	(●)	※ ●	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	1 0 失格		
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H15以降に完工) <地域活性型Bの場合> 所有する国家資格	●		80点以上	0.8	0.8点	
				77.5点以上 80点未満	0.7		
	75点以上 77.5点未満	0.6					
	72.5点以上 75点未満	0.5					
70点以上 72.5点未満	0.4						
67.5点以上 70点未満	0.3						
65点以上 67.5点未満	0.2						
65点未満、実績なし または 調査基準価格未満の入札を行った者	0						
技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上	0.8点	0.8点		
			2年間の取得単位15~29単位	0.5点			
			2年間の取得単位15単位未満 または 調査基準価格未満の入札を行った者	0点			
1級舗装施工管理技術者資格の有無	●		資格あり	0.2	0.2点		
			資格なし	0			
建設機械保有	当該工事に使用する標準的な建設機械(重機)の保有状況	●		自社所有(1台以上)(リースによる保有含む)	1	1点	
				自社所有でない	0		
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	1点	
				奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)		
				なし	0		
地域調達・雇用	府内企業の下請	●	●	(申請点)=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	3点	
				調査基準価格未満の入札を行った者(申請点)×(-1)	0~-3		
				下請率100%	失格		
	府内資材調達	●	●	●	すべて府内調達(申請点=1)	1	1点
					一部府内調達(申請点=0.5)	0.5	
					府内調達なし(申請点=0)	0	
	雇用	「技術職員数」の維持(H30:H27)	●	●	10%<増減率 又は 3人以上の増	0.7	0.7点
					0%≤増減率≤10% かつ 2人以内の増	0.6	
					-10%≤増減率<0%	0.5	
					-20%≤増減率<-10% 又は 増減率<-20% かつ 2人以内の減	0.25	
増減率<-20% かつ 3人以上の減		0					
各業種毎に雇用している「技術職員数」(H30)		●	●	●	技術職員数16人以上	0.5	0.5点
					技術職員数13~15人	0.4	
	技術職員数10~12人				0.3		
技術職員数7~9人	0.2						
技術職員数4~6人	0.1						
技術職員数3人以下	0						
地域への貢献	地域維持業務の実績	●	●	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績	1	1点	
				冬期維持管理部門の表彰有り※3	0.5		
				維持修繕部門の表彰有り※3 表彰無し	0		
加算点満点計					最大14点		
					最大12点		

※1:地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定
 ※2:表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。
 ※3:「冬期維持管理部門」と「維持修繕部門」の実績は重複して評価対象としない。